

「令和8年度 横浜市家計改善支援事業業務委託」に係る
提案書作成要領等に関する質問書への回答

件名：令和8年度 横浜市家計改善支援事業業務委託

No.	質問内容	回答
1	<p>●9 支援期間</p> <p>【区生活支援課が策定する支援プランもしくは援助方針に基づいた期間とし、1年間を上限とする（その期間内で定着支援が必要な場合は最大3か月程度実施する）。ただし、利用者の状況に応じて、区生活支援課が支援継続を必要と判断した場合には延長することができる。】</p> <p>上記内容にて、厚労省の定める家計改善支援事業の支援プランに期間策定があると思われるが、区生活支援課が策定する支援プラン期間とどちらを優先するのか。あくまでも、区生活支援課が策定する支援プランを優先とするのか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>なお、区生活支援課が策定する支援プランについても、国の示すとおり3か月から半年程度のものと捉えています。</p>
2	<p>●10 記録の取り扱い</p> <p>【利用者へ支援を行った際は、原則当日中に、別に定める様式により相談支援記録を作成し、区生活支援課へ提出すること。】</p> <p>別に定める様式とは、どのような様式を想定しているのか。当日中に提出が出来る様式で、考えているかどうか。</p> <p>提出は、紙様式での提出を想定しているかどうか。また提出方法は、手渡しにて想定をしているのか。</p>	<p>様式については現在検討中です。</p> <p>今後、国システムの様式を参照しながら、受託者とともに当日出しやすい簡素な様式への変更を検討していきます。</p> <p>記録の作成と提出は原則当日中を求めており、やむを得ない事情等で当日提出が困難な場合は区生活支援課に翌日以降に持参したうえでの提出をお願いします。</p>